

保育料基準額表（保育所・認定こども園（保育部分））

《一般世帯》

各月初日の世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額	0円以上 48,600円未満	12,000
第4A		48,600円以上 57,700円未満	16,700
第4B		57,700円以上 69,000円未満	18,700
第4C		69,000円以上 82,500円未満	20,800
第4D		82,500円以上 97,000円未満	25,800
第5A		97,000円以上 120,000円未満	33,700
第5B		120,000円以上 141,000円未満	37,600
第5C		141,000円以上 169,000円未満	40,500
第6		169,000円以上 301,000円未満	45,000
第7		301,000円以上	52,500

【附記】

1. この表の市町村民税額の計算には寄付金税額控除・住宅借入金等特別額控除等は適用しません。
2. 3歳児から5歳児すべての児童は無料です。
3. 階層区分第3及び第4Aに該当する世帯で、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - (1) 最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料
4. 階層区分第4B～第7に該当する世帯で、同一世帯に小学校就学前の子どもが2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - (1) 小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に、2人目は上記金額の半額
 - (2) 小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから順に、3人目以降は無料
5. 多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、生計を同じくする子どもを3人以上扶養している世帯に属する第3子以降の保育料に限り無料です。（免除申請が必要です。）

《ひとり親家庭・在宅障害児（者）がいる世帯等》

各月初日の世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分		3歳未満児の場合	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額	0円以上 48,600円未満	3,600
第4A		48,600円以上 57,700円未満	4,500
第4B		57,700円以上 69,000円未満	5,500
第4C		69,000円以上 77,101円未満	6,500

【附記】

1. 階層区分第3～4C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子どもから順に2人目以降は無料です。